

〔指定管理者制度導入施設〕〔B調書〕

事業評価調書〔途中評価〕（平成29年度）

1. 施設の名称等

施設名称	佐世保技能会館	事業所管	産業労働部	雇用労働政策課
所在地	佐世保市干尽町3-3	課(室)長名	松本 和也	
総合計画上の位置づけ	基本戦略	6	産業を支える人材を育て、活かす	
	施策	(1)	キャリア教育の指針と企業人材の育成	
	事業群		企業が求める人材の育成	

2. 施設の概要

設置年月日	昭和48年 7月15日
設置法令等	長崎県技能会館条例（昭和48年10月 8日）
設置目的	技能労働者の研修等の場として、職業訓練をはじめ、技能の向上と福祉の増進に役立てる目的で設置された。
利用対象者等	主な利用対象者：技能労働者、その他地域住民 開館時間：午前9時～午後9時、休館日：12月29日～翌年1月3日
施設内容	敷地面積1,768.78㎡、建築面積(建物)551.30㎡、延べ床面積1133.68㎡ 事務室、会議室1、実習室、教室4、視聴覚室、講堂

〔技能会館使用料〕

施設別、使用時間の区分	午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	夜間 (午後5時から 午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から 午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から 午後9時まで)	終日 (午前9時から 午後9時まで)
	会議室	750円	960円	1,390円	1,770円	2,160円
実習室	1,390円	2,160円	3,120円	3,990円	4,750円	4,960円
講堂	大 150㎡以上	1,830円	2,470円	3,550円	4,420円	5,400円
	小 150㎡未満	1,390円	1,830円	2,690円	3,340円	4,100円
教室	大 51㎡以上	860円	1,180円	1,720円	2,040円	2,590円
	小 51㎡未満	750円	960円	1,390円	1,720円	2,160円
視聴覚教室	1,180円	1,510円	1,720円	2,040円	2,590円	3,670円
附帯設備	この会館に類似する公の施設又は他の公共団体の施設の使用料等を考慮して規則で定める金額					

- 備考**
- 1 使用時間を1時間以上超過して使用した場合は、超過した時間を含む使用時間の区分の使用料を加算する。
 - 2 国若しくは地方公共団体が使用する場合又は技能労働者の養成及び技能の向上並びに福祉の増進のために使用する場合を除き、使用料は、この表に定める使用料の50パーセント増とする。
 - 3 使用者が入場料を徴収する場合の使用料は、この表に定める使用料の50パーセント増とする。
 - 4 前2号の場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

施設の利用料金体系

長崎県立技能会館使用料の減額免除取扱基準

使用者	使用目的	減免基準
国又は地方公共団体	非常災害発生に伴う緊急避難救護活動、国体等極めて公益性の高い事業等	免除
長崎県雇用労働政策課(長崎・佐世保高等技術専門校を含む。)	公務全般	
長崎県又は(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	(1)技能労働者の養成及び技能の向上並びに福祉の増進を図るための事業 (2)上記以外の一般行政事務(会議、説明会、講習会等)	5割減額
認定職業訓練団体、委託訓練受託者、長崎県職業能力開発協会及び長崎県技能士会連合会	(1)職業能力開発促進法に基づく職業訓練の実施(入校、修了式含む) (2)定款、規約で定める会議及び技能労働者の資質向上の講習会 (3)長崎県職業能力開発協会が行う技能検定試験及び技能評価試験	
市町	一般行政事務	
認定職業訓練団体会員及び長崎県職業能力開発協会会員並びに長崎県技能士会連合会会員の事業所	関係事業所が行う従業員の教育訓練のための研修会、講習会	2割減額
職業訓練生	技能、教養向上のための研修会、講習会及びクラブ活動	

この表で減免とする使用料には附帯設備を含まない(免除の場合を除く)。

類似施設の設置状況

【施設名】北海道立職業能力開発支援センター
 利用者数 59,127名(H28年度実績)
 指定管理者制度導入 平成18年4月1日～
 管理運営負担金 4,000千円
 利用料金収入 14,370千円

【利用料金表】

区分	定員	午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
第1研修室 58.89㎡	20人	2,630円	3,510円	3,510円	9,180円
第2研修室 58.89㎡	20人	1,800円	2,390円	2,390円	6,260円
第3研修室 58.89㎡	60人	3,660円	4,890円	4,890円	12,790円
研修室1	20人	1,380円	1,850円	1,850円	4,830円
研修室2	30人	2,280円	3,040円	3,040円	7,960円
実習室 58.89㎡	100人	17,580円	23,440円	23,440円	61,260円
実習室1	40人	8,150円	10,880円	10,880円	28,420円
実習室2	60人	9,430円	12,560円	12,560円	32,840円

区 分 (単位：千円)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (計画)
	財源				
国庫					
その他(使用料)	3,349	2,718	2,408	2,379	3,444
一般財源	3,450	4,342	4,511	4,554	3,522
事業費<A>	6,799	7,060	6,919	6,933	6,966
内訳					
管理運営負担金	6,740	6,090	6,900	6,900	6,900
その他(事務用品等)	59	160	19	33	66
人件費	1,158	1,210	1,208	1,206	1,211
合計<C=A+B>	7,957	8,270	8,127	8,139	8,177
単位あたりコスト	6	8	8	8	8

(説明)「当事業による利用1回あたりの運営費用」= C ÷ (施設の利用回数)

3. 指定管理者の概要

指定管理者の名称等	所在地 佐世保市ハウステンボス町5-3 名称 ハウステンボス・技術センター(株) 代表者氏名 代表取締役 松尾 貴
指定期間	平成27年4月1日 ~ 平成30年3月31日
業 務	会館の使用の承認に関すること 会館及びその附属設備の使用料等に関すること 会館の施設、附属設備及び備品の維持管理及び修繕に関すること 会館の管理運営に要した経費の支払いに関すること 技能労働者への情報提供に関すること
利用料金制	導入済 未導入 選定方法 公募 非公募

4. 成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況

成果指標の達成状況	佐世保技能会館の利用者数		(目標値の根拠) 直近3年間の利用者数の 平均(H26年度改正)		<29年度実施における変更点>				
	実績	単位	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (計画)		
a 目標値			44,100	43,114	35,413	33,123	28,031		
b 実績値			40,556	30,715	28,099	25,280			
c 達成率b/a	%		91	71	79	76			
a 目標値									
b 実績値									
c 達成率b/a	%								
a 目標値									
b 実績値									
c 達成率b/a	%								
指定管理者の 収支状況	事業計画(H28)		平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (計画)		
	(千円)	実績 - 計画							
収入									
利用料金		0							
県負担金	6,900	0	6,740	6,900	6,900	6,900	6,900		
その他	471	5	474	475	466	476	472		
計a	7,371	5	7,214	7,375	7,366	7,376	7,372		
支出b	7,371	5	7,214	7,375	7,366	7,376	7,372		
うち人件費	3,841	228	3,574	4,060	3,973	4,069	4,003		
収支a-b	0	0	0	0	0	0	0		
配置職員数 (人)	常勤 1 非常勤 1	常勤 1 非常勤 1	常勤 1 非常勤 1	常勤 1 非常勤 1	常勤 1 非常勤 1	常勤 1 非常勤 1	常勤 1 非常勤 1		

この収支は指定管理者が行う管理運営にかかるものであり、この他に県が直接負担したものとしては、「2 施設の概要」の「県予算」の「その他」がある。

5. 平成28年度事業の実施状況・実績の検証

計 画		実 績		
管理運営の状況	<p>< 指定管理者実施分 > 会館の使用承認に関する業務 使用料の徴収及び県への納付 会館の維持管理及び修繕 利用者増加に向けた取組</p> <p>< 県実施分 > 会館の利用促進のためのPR活動</p>	<p>< 指定管理者実施分 > 使用承認は適正に実施された。 使用料は適正に徴収され、遅滞なく県に納付された。 空調機の不具合等に対して、適正な体制で迅速に対応した。 職員で対応できる保全・点検業務は、内製化し、経費を縮減した。 指定管理者の得意先への顧客誘致活動、周辺の店舗・施設等へのチラシ配布を実施した。</p> <p>< 県実施分 > 県ホームページ、広報誌、ポータルサイト等を活用したPR活動を実施した。</p>		
	指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価		B	
<p>(説明) 管理運営の状況や収支の状況の検証結果、成果指標の達成状況等を踏まえて記載 使用の承認、使用料の徴収等、会館の管理運営は適正に実施されている。 平成28年度は大口利用者や長期利用者を確保することができなかった等により、利用者数、使用料収入が減少し、成果指標を達成することができなかった。 技能関係利用者や新規利用者、長期利用者の獲得に向けた効果的なPR等の実施により利用促進を図っていく。</p>				

6. 平成29年度事業の実施にあたり見直した内容

内 容
<p>指定管理者の得意先に対する顧客誘致、周辺施設へのチラシ配布等、利用者増加に向けたPRの強化。 財政援助団体等監査での意見等を踏まえ、特に新規利用団体に対するアンケート実施の強化等により、継続利用者の獲得を図る。 包括外部監査における指摘等を踏まえ、指定管理者の基準を変更（条例改正：「県内に主たる事務所を有すること」を削除）</p>

7. 平成29年度事業の評価

視 点		評 価	視 点		評 価
指定管理者の行う管理運営等に関する評価	・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。	b	施設の在り方についての評価	・県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。	a. 薄れていない b. 一部薄れている c. 薄れている
	・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。	a		・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適応しているか。	a. 適応している b. 一部適応していない c. 適応していない
	・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。	a		・市町または民間に移管・移譲することが適当（可能）ではないか。	a. 適当（可能）でない b. 一部適当（可能）でない c. 適当（可能）である
	・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。	a		・県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。	a. 得られている b. 一部得られている c. 得られていない
	・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。	-		・指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量でより大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。	a. 代えられない b. 一部代えられない c. 代えられる
	・経費節減に向けた取り組みが行われているか。	a		・指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。	a. なっている b. 一部なっていない c. なっていない
	(その他の観点)			・事業効果をさらに上げる余地はないか。	a. 余地はない b. 一部余地がある c. 余地がある
			(その他の観点)		

評価区分（a：行われている、b：一部行われていない、c：行われていない）

8.平成30年度事業の実施に向けた方向性

区 分	現状維持	改善	移管	廃止
<p>(説明：30年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容)</p> <p>一般利用者数は増加傾向にあるものの、本来の設置目的に合致した技能関係の利用者数が減少し、全体利用者数も減少している。</p> <p>また、県の負担金に対する使用料収入の割合も減少傾向にある。</p> <p>現在利用のある団体等についても、その利用状況から判断して周辺類似施設による代替が可能と考えられる。</p> <p>以上のことを踏まえ、佐世保技能会館のあり方を含めた見直しを行っていくこととする。</p> <p>(上段に加え、成果指標達成状況が「未達成」であるのに現状維持の場合はその理由を以下に記載)</p>				